

【報告書用】

受

記入例

年 月 日

免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所在地
(住 所)

彦根市○○町4-1

免税軽油使用者の
氏名 又は名称

田中 太郎

使用者証の左上にある番号です。

業 種

船舶・林業
いずれかに○をつけてください。

免税軽油使用者証の番号

滋賀県第

0000000

号

使用者証の右下にあります。

数段ある場合は、最下段の期間をご記入ください。

に応答する係

名 並 び に

番 号

(携帯)

090-0000-0000

免 税 軽 油 の 取 り 等 に 係 る 報 告 書

報 告 対 象 期 間

○年 ○月 ○日 から ○年 ○月 ○日 まで

免税軽油の引取りに関する
事実及びその数量
〔引取の事実 有・無〕

(販売業者名)

免税軽油の引取りに際して販売業者に提出
した免税証に関する事項

引取年月日

引取数量 (A)

○年 ○月 ○日

100

彦根市○○町500

リットル

20

5

No.700000～
No.700005

年 月 日

納品書または領収書に記載されている引取年月日・引取数量
販売業者名をご記入ください。

種類 (券)

枚数

免税証の記号及び番号

年 月 日

[]

・同上

No.

No.

No.

年 月 日

[]

・同上

No.

No.

No.

No.

年 月 日

[]

(B) 前回交付を受けた時点でドラム缶等に残っている免税軽油の数量

(C) 免税軽油を購入した数量

年 月 日

[]

(D) 機械への給油量

(E) 欠減量(こぼした量)

(F) 今回申請時点でドラム缶等に残っている数量

年 月 日

[]

※ 免税軽油についてご記入ください。課税軽油の購入数量は関係ありません。

年 月 日

[]

・同上

報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量 (ドラム缶等に入っていた量)

(B)

20 リットル

報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計 (引取り数量 (A) の合計)

(C)

200 リットル

報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計 (機械への給油量)

(D)

210 リットル

報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量 (例: こぼした量)

(E)

0 リットル

報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (ドラム缶等に残っている量)

(F)

10 リットル

※①=②になります

免税軽油の使用に関する事実有・無	機械、車両又は設備名（番号）	左記の機械、車両又は設備の使用地 ※いずれかに○をしてください。	免税軽油の使用数量（G）	稼働日数	稼働時間	
	No. 1 クボタ トラクター	田・畑・（ ）	50 リットル	20 日	120 時間	
	No.	田・畑・（ ）				
	No.	機械ごとの機械名・使用場所・使用数量・稼働日数・稼働時間				
	No.	できるだけ正確な日数・時間を記入してください。				
	No.	田・畑・（ ）				
	No.	田・畑・（ ）				
	No.	田・畑・（ ）				
	No.	田・畑・（ ）				
	No.	田・畑・（ ）				
合 計 (D)			リットル			
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種類	枚数	種類	枚数		
	20 リットル券	2 枚	リットル券		枚	
	申請時点で未使用的免税証をご記入ください。 「免税証返納書」にも記入が必要です。 (事務所にて様式を用意しております)					

第16号の30様式記載要領

- 1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 2 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 3 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には、当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 4 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量（B）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（F）」欄の数量と一致すること。
- 5 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（C）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（A）」欄の合計数量を記載すること。
- 6 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（D）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（G）」の「合計」欄の数量と一致すること。
- 7 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 8 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（G）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 9 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- 10 この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別葉として増やすことができる。